年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 令和2年7月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの O件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係O件

厚生局受付番号:中国四国(受)第1900175号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第2000015号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年12月29日は3万円、平成24年8月10日、同年12月28日、平成25年8月12日、同年12月25日、平成26年8月8日、同年12月26日及び平成27年8月10日は5万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月29日

- ② 平成24年8月10日
- ③ 平成24年12月28日
- ④ 平成25年8月12日
- ⑤ 平成25年12月25日
- ⑥ 平成26年8月8日
- ⑦ 平成 26 年 12 月 26 日
- ⑧ 平成27年8月10日

請求期間①から⑧まで(以下「請求期間」という。)において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求者の請求期間®に係る賞与支給明細書(控)、金融機関から提出された請求者及び複数の同僚に係る預金取引明細表(流動性)並びに当該同僚から提出された賞与支給明細書により、請求者は、請求期間においてA社から

賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求 どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、 行ったとは認められない。 厚生局受付番号:中国四国(受)第1900175号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第2000015号

請求期間	訂正期間	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額
1	平成 23 年 12 月 29 日	3万円
2	平成 24 年 8 月 10 日	5 万円
3	平成 24 年 12 月 28 日	5 万円
4	平成 25 年 8 月 12 日	5 万円
(5)	平成 25 年 12 月 25 日	5 万円
6	平成 26 年 8 月 8 日	5 万円
7	平成 26 年 12 月 26 日	5万円
8	平成 27 年 8 月 10 日	5 万円

厚生局受付番号:中国四国(受)第2000049号厚生局事案番号:中国四国(厚)第2000016号

第1 結論

1 請求者のA社における平成27年8月10日の標準賞与額を7万円に訂正すること が必要である。

平成27年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を平成 21 年 12 月 31 日及び平成 22 年 8 月 31 日は 5 万円、同年 12 月 31 日は 7 万円、平成 23 年 8 月 31 日は 5 万円に訂正することが必要である。

平成21年12月31日、平成22年8月31日、同年12月31日及び平成23年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月

② 平成22年8月

③ 平成22年12月

④ 平成23年8月

⑤ 平成27年8月10日

A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断理由

1 請求期間⑤について、年金事務所が保管する請求者の当該期間に係る賞与支給明細書(控)及び請求者が提出した預金通帳の記録により、請求者は、当該期間にA

社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表の第1欄のとおりに訂正することが必要である。

また、請求期間⑤の賞与支給日については、上記賞与支給明細書には、「平成27年7月分」と記載されているところ、事業主は、平成27年夏季賞与は7月には支払っていない旨陳述している上、支払年月日を「平成27年8月8日」として健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しているが、上記預金通帳の記録により、同年8月10日に賞与が振り込まれていることが認められることから、平成27年8月10日とすることが妥当である。

なお、請求期間⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年1月18日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①から④までについては、請求者が提出した当該期間に係る賞与支給明細書により、当該期間に賞与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、上記賞与支給明細書には、厚生年金保険料控除額が記載されておらず、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。また、事業主に照会しても回答が得られず、ほかに、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

3 請求期間①から④までについては、上記賞与支給明細書により確認できる賞与額から、請求者のA社における当該期間の標準賞与額を別表の第2欄のとおりに訂正することが必要である。

また、請求期間①から④までの賞与支給日については、上記賞与支給明細書に記載されていない上、金融機関から提出された預金取引明細表(流動性)によると、賞与の振込みは確認できず、ほかに賞与支給日を確認できる資料等もないことから、支払年月の末日(請求期間①は平成21年12月31日、請求期間②は平成22年8月31日、請求期間③は同年12月31日、請求期間④は平成23年8月31日)とすることが妥当である。

なお、請求期間①から④までの訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号:中国四国(受)第2000049号厚生局事案番号:中国四国(厚)第2000016号

請求期間	訂正期間	第1欄 厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	第2欄 厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
1	平成 21 年 12 月 31 日	_	5 万円
2	平成 22 年 8 月 31 日	_	5 万円
3	平成 22 年 12 月 31 日	_	7万円
4	平成 23 年 8 月 31 日	_	5 万円
(5)	平成 27 年 8 月 10 日	7万円	_

注 第1欄については、保険給付(年金額)に反映される標準賞与額として記録し、第2欄については、保険給付(年金額)に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。